

着手後における注意事項

鳥取市震災に強いまちづくり促進事業（一戸建ての住宅耐震改修）の補助金の施工にあたりましては、以下の点に注意してください。

中間の確認について

耐震改修工事期間中（内装復旧前）に、1回以上、市係員による工事の確認を受ける必要があります。これを受けずに工事が完了した場合、補助中止となる場合がありますのでご注意ください。

変更がある場合

設計図書と現地との不整合などにより設計変更があった場合、補助事業の変更の取扱いは次のとおりです。

1 補強か所の仕様（壁基準耐力の変更）位置等を変更する場合

補強か所の仕様、位置等の変更によりlw値に変動があると見込まれる場合は、必ず変更後の補強計算を行い、lw値を確認してください。この場合、lwが変更前より下回る場合は、市係員と協議してください。次の変更については変更図のみ提出してください。

- ・仕様を変更する耐力壁にあつては、壁基準耐力が同等である場合
- ・位置を変更する耐力壁にあつては、つりあいに変更が生じない場合

2 見積額を変更する場合

補助金の増額又は補助金の2割を超える減額がある場合は、補助事業等変更承認申請書を提出してください。

3 その他

1、2に該当する変更がない場合は、完了届に変更があった書類を添付してください。

耐力壁の施工について（工事請負業者向け）

耐力壁の施工にあたっては、使用する合板の仕様、釘の仕様・ピッチ、下地の仕様等について、国土交通省告示、低コスト工法の仕様書等により細かく定められています。これらの規定のとおり施工されていないと、耐力壁にならない場合がありますのでご注意ください。

工事写真について（工事請負業者向け）

完成時に添付する工事写真は、**補助の対象となっている工種（見積書に記載した工事内容）について写真を撮影するものとして、次の事項に注意してください。**

1 撮影方法

黒板に**工事名称、施工箇所、施工内容**を記入し、被写体とともに撮影してください。なお、黒板が判読できない場合や黒板の撮影が困難な場合は、写真帳のコメント欄に記載してください。

2 撮影対象

写真は施工か所ごとに、次のとおり**着手前、補強施工中・施工後（復旧前）、復旧後の**状況を撮影してください。

着手前

すべての補強か所の現況が必要です。

使用材料

材料ごとに必要です。

- ・使用する材料の規格・仕様・寸法（合板、下地材、筋かい、ビス、くぎ等）が確認できるもの

補強施工中・施工後（復旧前）

（共通）

- ・使用条件があるものは、その条件に適合していることが確認できるもの

（柱頭柱脚の金物設置）

- ・柱頭金物、柱脚金物は、ビスの取付け（施工位置、ビスの本数等）が確認できるもの

（合板による補強の場合）

補強の仕様ごとに必要です。

- ・受材の施工後、受材の寸法、固定方法（ビス・くぎ等の本数・ピッチ）が確認できるもの
- ・合板の施工後、くぎ等のピッチが確認できるもの

（筋かいによる補強の場合）

- ・筋かいの寸法が確認できるもの
- ・筋かい金物の固定方法（金物、ビスの本数等）が確認できるもの

（特殊な仕様による補強の場合）

- ・仕様に記載されているとおりの材料、固定方法であることが確認できるもの

（基礎の補強）

- ・差し筋の状況（仕様、ピッチ）
- ・配筋状況（鉄筋径、ピッチ、かぶり厚さ）
- ・コンクリートの仕様
- ・基礎の形状寸法（出来形）

（屋根の軽量化）

- ・屋根葺き材撤去後の状況
- ・瓦棧の仕様（ビス・くぎの仕様、ピッチ）
- ・瓦の固定状況（瓦の種類ごとにビス・くぎの仕様、本数）

（共通（補強後））

すべての補強か所が必要です。

- ・筋かい施工後（合板施工前） 合板（仕上げ施工前）
復旧後
- ・仕上げ施工後の補強か所の全景

3 注意事項

- ・寸法、長さ等の写真は、適切な計測器を用い、数値が判読できるよう撮影してください。
- ・撮影対象のうち、「すべての補強か所」とあるものは、複数のか所を1枚に撮影してもかまいません。
- ・工事写真の編集を行ってはいけません。
- ・見積書に含まない工事か所の写真を、撮影する必要はありません。